

<資料>

1. 代理出産に関するヨーロッパ諸国の法制度(2015 年)

法律によって禁止している国 (17 か国)
ドイツ、オーストリア、スペイン、エストニア、フィンランド、フランス、アイスランド、イタリア、モルドバ、モンテネグロ、セルビア、スロベニア、スイス、スウェーデン、トルコ、ブルガリア、ノルウェー
一般法で抑制的に適用され、実施が事実上禁止されている国 (10 か国)
アンドラ、ボスニアヘルツェゴビナ、ハンガリー、アイルランド、リトアニア、ラトビア、マルタ、モナコ、ルーマニア、サンマリノ
厳格な要件で代理懐胎を容認している国 (5 か国)
アルバニア、ジョージア、ギリシャ、オランダ、イギリス
法律はなく、代理懐胎の実施が容認されている国 (4 か国)
ベルギー、チェコ、ルクセンブルグ、ポーランド
商業的代理懐胎を認める国 (3 か国)
ジョージア、ロシア、ウクライナ

2. 代理懐胎で出産した子と依頼親との親子関係に関するヨーロッパ諸国の法制度

親子関係を認める国 (13 か国)
アルバニア、スペイン、エストニア、ジョージア、ハンガリー、アイルランド、オランダ、チェコ、ギリシャ、イギリス、ロシア、スロベニア、ウクライナ
代理懐胎を禁止あるいは法律で容認しているわけではないが、親子関係を認める国 (11 か国)
オーストリア、ベルギー、フィンランド、アイスランド、イタリア (父と生物学的つながりがある場合)、マルタ、ポーランド、サンマリノ、スウェーデン、スイス、ルクセンブルグ
親子関係を認めない国 (11 か国)
アンドラ、ドイツ (父親が生物学的親の場合は認める)、ボスニアヘルツェゴビナ、リトアニア、ラトビア、モルドヴァ、モナコ、モンテネグロ、ルーマニア、セルビア、トルコ

出典(表 1、表 2 とともに)

(1) Mennesson 対フランス判決, 2014 年 6 月 26 日、§ 40~42.

(2) Agence de la biomédecine, Encadrement juridique international dans les différents domaines de la bioéthique, 2010, p. 18.

(3) European Centre for Law and Justice, La gestation pour autrui, une violation des droits de l' homme et de la dignité, p.3~5.